55 日本型直接支払

【79.859(79.371)百万円】

- 対策のポイント -

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、それを支える地域活動、農業生産活動の継続、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援します。

<背景/課題>

- ・農業・農村は、国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の**多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受**しています。
- ・しかしながら、近年、**農村地域の高齢化、人口減少等により、**地域の共同活動等によって支えられている**多面的機能の発揮に支障**が生じつつあります。
- ・また、地域の共同活動の困難化に伴い、水路、農道等の地域資源の維持管理に対する 担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることも懸念される状況にあり ます。
- ・このため、平成27年度から施行される「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の**多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対する支援**を行い、**多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく**必要があります。

政策目標

地域活動、農業生産活動の継続、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業・農村の多面的機能の発揮に向けた取組の着実な推進

<主な内容>

1. 多面的機能支払交付金

48, 251 (48, 251) 百万円

(1)農地維持支払

農業者等による組織が取り組む、水路の泥上げや農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援します。

補助率:定額(都府県の田:3,000円/10a等) 事業実施主体:農業者等の組織する団体

(2) 資源向上支払

地域住民を含む組織が取り組む、水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観 形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動や、 施設の長寿命化のための活動を支援します。

補助率:定額(都府県の田(地域資源の質的向上を図る共同活動):2,400円/10a等 都府県の田(施設の長寿命化のための活動):4,400円/10a等)

事業実施主体:農業者等の組織する団体

2. 中山間地域等直接支払交付金 29.000(28,474)百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正するため、農業生産活動(耕作 放棄地の発生防止や機械・農作業の共同化等) を将来に向けて維持するための活動を 支援します。

平成27年度から実施する第4期対策では、新たな人材の確保や集落間で連携した活 動体制づくりを後押しします。併せて、超急傾斜地の農用地の保全・活用に関する活 動への支援を強化します。

> 補助率:定額(田(急傾斜):21,000円/10a、畑(急傾斜):11,500円/10a等) 事業実施主体:農業者の組織する団体等

3. 環境保全型農業直接支払交付金

2,609(2,646)百万円

農業者の組織する団体等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減す る取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援 します。

> 補助率:定額(緑肥の作付:8,000円/10a等) 事業実施主体:農業者の組織する団体等

お問い合わせ先:

(03 - 6744 - 2447)1の事業 農村振興局農地資源課

農村振興局中山間地域振興課 (03-3501-8359)

(03-6744-0499)3の事業 生産局農業環境対策課

多面的機能支払制度の概要

【平成27年度予算概算決定額 48,251 (48,251)百万円】

多面的機能支払交付金

45, 299 (45, 299) 百万円

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源(農地、水路、 農道等)の質的向上を図る活動を支援。

〇 農地維持支払

【対象者】

農業者のみ又は農業者及びその他の者(地域住民、団体等)で構成する活動組織 【対象活動】

- 農地法面の草刈、水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成等







水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

〇 資源向上支払

【対象者】

農業者及びその他の者(地域住民、団体等)で構成する活動組織

【対象活動】

- ・ 地域資源の質的向上を図る共同活動 (水路、農道、ため池の軽微な補修、農村環境保全活動の幅広い展開等)
- 施設の長寿命化のための活動



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



植栽活動



ため池の外来種駆除

◎ 単価表(単位:円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 ※ 1 地域資源の質的向 上を図る共同活動	③資源向上支払 ※2、3 「施設の長寿命化の」 ための活動	①農地維持支払	②資源向上支払 ※ 1 地域資源の質的向 上を図る共同活動	③資源向上支払 ※2、3 「施設の長寿命化の」 ための活動
田	3, 000	2, 400	4, 400	2, 300	1, 920	3, 400
畑※4	2, 000	1, 440	2, 000	1, 000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

[農地・水保全管理支払の5年以上継続地区等は、②に75%単価を適用]

- ※1:②の資源向上支払(地域資源の質的向上を図る共同活動)は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
- ※2:水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新
- ※3:①、②と併せて③の施設の長寿命化のための活動に取り組む地域は、③(都府県の田:4,400円/10a等)が加算され、②に75%単価を適用
- ※4:畑には樹園地を含む

【多面的機能支払推進交付金】 2,952(2,952)百万円 都道府県、市町村及び地域協議会による事業の推進を支援

中山間地域等直接支払制度の概要

【平成27年度予算概算決定額 29,000 (28,474)百万円】

中山間地域等直接支払交付金28,475(28,090)百万円

中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を将来に向けて維持する活動の支援について、集落の維持・強化の観点から制度拡充を図り、新たに第4期対策として実施。

【対象地域】

地域振興8法等指定地域及び知事が定める特認地域

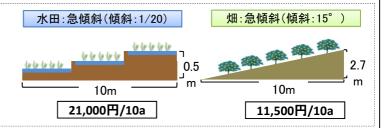
特定農山村法、山村振興法、過疎法、 半島振興法、 離島振興法、 沖縄振興法、奄美群島法、小笠原諸島法 及び東日本大震災復興特別区域法

【対象者】

集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 円/10a
	急傾斜(1/20~)	21,000
Ħ	緩傾斜(1/100~)	8,000
.≱m	急傾斜(15度~)	11,500
畑	緩傾斜(8度~)	3,500



- 〇 集落等を単位に、農地の管理方法や役割分担の取決めとなる協定を締結し、それにしたがって行われる農業生産活動等を支援するため、協定の面積規模に応じて一定額を交付。
- 交付金の配分方法は集落内の話し合いで決定。

【集落協定に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動 (農作業委託等による耕作放棄の発生防止、鳥獣害対策等)
- ② 体制整備のための前向きな取組(女性・若者等の参画、人・農地プランの活用、持続可能な生産体制の構築)
 - 地域の実情に応じた現場の活動を支援するための弾力的な制度運用を推進

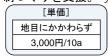
【加算措置】

◎ 高齢化、人口減少により、農業生産活動の継続が心配されている中山間地域等において、地域の農業や集落機能などが継続されるよう加算措置を拡充

【集落連携‧機能維持加算】

①広域で集落協定を締結し、 将来の集落維持に向けた 活動を支援(拡充)

複数集落が連携した広域の集落協定を対象に、 人材確保や集落間の連携 活動体制づくりを支援。





②小規模・高齢化集落の農用地の生産維持を支援(継続)

協定集落が小規模・高齢化集落の農用地を取り 込んだ形で行う農業生産活動を支援。

[単価] 田 畑 4,500円/10a 1,800円/10a

【超急傾斜農地保全管理加算】(新規)

超急傾斜地(田:1/10以上、畑:20度以上) の農用地について、その保全や有効活用に取 り組む集落を支援。



【中山間地域等直接支払推進交付金】525(384)百万円 都道府県、市町村による事業の推進を支援。

環境保全型農業直接支払制度の概要

【平成27年度予算概算決定額 2,609 (2,646)百万円】

環境保全型農業直接支払交付金2.470(2.470)百万円

農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援。

【対象者】

農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

【 支援対象活動 】

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止 や生物多様性保全に効果の高い営農活動

地球温暖化防止に効果の高い 営農活動への支援

支援対象となる取組の例

緑肥の作付け

堆肥の施用





5割低減の取組の前後のいずれかに緑肥 の作付けや堆肥を施用する取組

> 土壌中に炭素を貯留し 地球温暖化防止に貢献

生物多様性保全に効果の高い 営農活動への支援

支援対象となる取組の例





化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組

様々な生物を地域で育み 生物多様性保全に貢献

※ 上記の全国共通取組のほか、地域の環境や農業の実態を勘案した上で都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする地域特認取組を設定

◎ 単価表

- ・自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援
- ・同一のほ場において2つの取組を一定の条件のもとで実施する場合は各取組に 対して支援

全国共通取組			
対象取組	交付単価		
緑肥の作付け	8,000円/10a		
堆肥の施用	4,400円/10a		
有機農業 (うちそば等雑穀・飼料作物)	8,000円/10a (3,000円/10a)		

	地域特認取組の例			
	対象取組	交付単価		
1	IPM ^{※1} を実践する取組	4,000円/10a ~8,000円/10a ^{※2}		
1	冬期湛水管理※3	8,000円/10a		
-1				

- ※1:IPMとは、総合的病害虫・ 雑草管理のこと。病害虫の発 生状況に応じて、天敵(生物 的防除)等の防除方法を適切 に組み合わせ、環境への負荷 を低減しつつ、病害虫の発生 を抑制する防除技術
- ※2:対象作物や交付単価は道県 により異なる
- ※3: 冬期間の水田に一定期間水 を張り、水田地帯の多様な生 き物を育む取組
- ※ 農業者の組織する団体等は、これらの対象取組に加え、自然環境の保全に資する農業生産活動を推進する ための活動(技術向上や理解促進に係る活動等)を実施

【環境保全型農業直接支払推進交付金】 139(146)百万円 都道府県、市町村による事業の推進を支援。

56 農村集落活性化支援事業[新規]

【600(一)百万円】

対策のポイント -

人口減少社会を踏まえ、地域住民が主体となった将来ビジョンづくりや、 集落営農組織等を活用した集落間のネットワーク化により、地域の維持・活 性化を図る取組を支援します。

く背景/課題>

- ・農村地域においては、**人口の減少・高齢化が都市に先駆けて進行**し、単独で**農地や農業用施設を維持・管理することが困難な集落が増加**しています。
- ・このため、集落機能の低下により農地の管理が難しくなってきている地域において、 地域全体の存続を図るための将来像の構想を策定する取組や、集落間の連携によって 互いの労働力不足を補完するなど地域ぐるみの組織化を図る必要があります。

政策目標

全国150地域において、集落のネットワーク化等を通じ農村地域の維持・活性化を実現(平成27~31年度)

く主な内容>

- 1. 住民が主体となった地域の将来ビジョン作成
- (1) 住民間で徹底した話合いを行う際に、専門知識をもった**アドバイザーがコーディ** ネートするワークショップの開催を支援します。
- (2) 地域活性化のコーディネーターの育成や地域住民の意識改革を行うための**先進地 視察、セミナー参加等を支援**します。
- (3)地域の将来像を構想するために必要なビジョンの作成を支援します。
- 2. 地域全体の維持・活性化を図るための体制構築

農村地域において地域のインフラとして従来から機能してきた組織(集落営農組織等)を活用し、地域の維持・活性化に必要なサービス(農産物の庭先出荷、高齢農家に対する声かけや農業資材の購入サポート等)の提供が可能な体制の構築を支援します。

補助率:定額(1地区当たり上限1,000万円)

事業実施主体:地域協議会

<各省との連携>

- 総務省 ・過疎集落等を対象に、基幹集落を中心とした集落ネットワーク圏に おいて、生活の営みを確保し、生産の営みを振興する取組を支援
- 国土交通省 ・「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」の形成推進

「お問い合わせ先:農村振興局農村計画課 (03-6744-2203)]

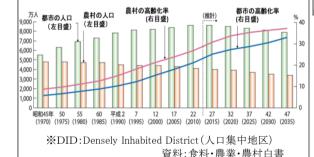
農村集落活性化支援事業

- 〇 農村地域においては、人口減少・高齢化が都市に先駆けて進行し、単独で農地や農業用施設を維持・管理することが困難な集落が 増加。
- 〇 このため、集落機能の低下により農地の管理が難しくなってきている地域において、<u>地域全体の存続を図るための将来像の構想を</u> <u>策定するとともに、集落間の連携によって互いの労働力不足を補完するなど地域ぐるみの組織化を図る取組に対して支援することに</u> より、農村集落の活性化を推進。

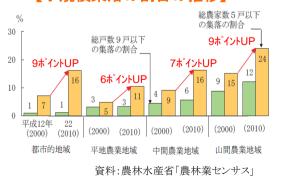
【農山漁村の現状】

- ・ 高齢化や人口減少が都市に先 駆けて進行。
- 小規模集落が増加し、集落機能が低下。

【DIDs・非DIDsの人口と 高齢化率の推移と見通し】



【小規模集落の割合の推移】



地域全体の存続を図るため集落機能の集約と周辺集落のネットワーク化を推進



このような地域の実現に向け、できるところから取組を進めていく

【農林水産省の支援策の概要】 1地区当たり上限 1、000万円

- 1. 住民が主体となった地域の将来ビジョン作成
- ・住民間の徹底した話合いを行う。その際、必要に応じ、専門知識をもったアドバイザーがコー ディネートするワークショップを開催。



- ・地域活性化のコーディネーターの育成や地域住民の意識改革を行うための先進地視察、セミナー参加等を実施。
- ・地域の将来像を構想するために必要なビジョンを作成。



2. 地域全体の維持・活性化を図るための体制構築

・農村地域において地域のインフラとして従来から機能してきた組織(集落営農組織等)を活用し、 地域の維持・活性化に必要なサービス(農産物の庭先出荷、高齢農家に対する声かけや農業 資材の購入サポート等)の提供が可能な体制を構築。



57 山村活性化支援交付金[新規]

【750(一)百万円】

対策のポイント -

未利用資源の活用等を通じた所得・雇用の増大を図る取組を支援し、山村 の活性化を推進します。

<背景/課題>

- ・山村では、人口減少や高齢化が著しいことから、**人材や労働力が不足**し、**地域社会の 活力が低下**しています。
- ・一方、山村は、国土の保全、水源のかん養など、森林及び農業の有する多面的機能の 発揮に大きな役割を担う重要な地域です。また、特色ある農林水産物や、固有の自然 ・景観、伝統文化等の多くの地域資源が存在しています。こうした資源に恵まれた山 村は、近年、都市住民を中心に、ゆとり・やすらぎの場としての評価が高まっていま すが、地域資源は十分に活用されていません。
- ・このため、地域の未利用資源の活用等を通じた**所得・雇用の増大による山村の活性化が必要**となっています。

政策目標

取組地域において地域資源を活用した地元の所得・雇用の増大を実現

<主な内容>

地域の農林水産物等の域内での消費の拡大や域外への販売促進、付加価値の向上等を 通じた地域経済の活性化を図るため、薪炭・山菜等の山村の未利用資源等の潜在力を再 評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト活動(組織・体制づくり、人材育 成、付加価値向上等を図る取組の試行実践等)を支援します。

> 補助率:定額(1地区当たり上限1,000万円) 事業実施主体:市町村等

[お問い合わせ先:農村振興局中山間地域振興課(03-3502-6005)]

山村活性化支援交付金(新規)

平成27年度予算概算決定額【750(一)百万円】

山村の役割と現状

- 〇 山村は、全国の林野面積の6割、農地面積の2割を占め、国土の保全、水源のかん養など、森林 及び農業の有する多面的機能の発揮について大きな役割を担う重要な地域。
- しかしながら山村では、人口減少や高齢化が著しく、地域社会の活力が低下。

対策のポイント

- 〇 山村には、特色ある農林水産物や景観、伝統文化といった地域資源が多く存在。近年、都市住 民を中心にゆとり、やすらぎの場としても評価が高まっているところ。山村の活性化には、こうした地 域の潜在力を引き出すことが重要。
- 〇 このため、薪炭・山菜等の山村の未利用資源等の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するための活動を支援。

対策の内容

- 未利用資源等の発掘・活用を通じた地域経済の活性化を支援
- (1)地域資源の賦存状況・利用形態等の調査 「資源量調査、文献調査、聞き取り調査

地域資源の管理・保全形態等調査



現地調査

(2)未利用資源等を地域ぐるみで活用するための合意形成、組織づくり、人材育成

住民意向調査、体制づくりのため地域住民によるワークショップ開催 資源活用の推進体制・組織の整備、実施計画づくり 技術研修会等の開催 等



合意形成・計画づくり

(3)特色ある地域資源の域内での消費拡大や域外への販売促進、 付加価値向上等を図る取組の試行実践

マーケティング調査、地場農林水産物を使った地域産品づくり既存の直売所等と連携した販売促進、地域ブランドづくり商品パッケージ等のデザイン検討等



地域産品の加工及び商品化

農林水産業を核とした地元の所得・雇用の増大に向けた取組の推進

- ○補助率:定額(1地区当たり上限1,000万円)
- 事業実施主体:市町村等
- 対象地域:山村振興法に基づき指定された振興山村

山村の活性化 農林水産業やそれを担う地域の振興

58 離島漁業再生支援交付金

【1, 206(1, 235)百万円】

– 対策のポイント –

- ・条件不利地域であり、漁業者の減少や高齢化が進展する離島において、 漁場の生産力の向上など漁業再生活動を支援します。
- ・また、新規漁業就業者の定着の促進に重点をおいた、「新規就業者特別対 策交付金」を創設します。

<背景/課題>

- ・離島漁業は離島経済を支える基盤的産業であるとともに、離島は荒天時の避難先や燃油・水の補給など我が国漁業者の前進基地となっており、離島漁業の維持・発展は我が国漁業にとって極めて重要です。
- ・一方、漁獲物の販売・漁業資材の購入などでは不利な条件下にあり、漁業就業者の減少・高齢化も進行しています。
- ・離島漁業が衰退すれば、最終的には無人離島に陥るおそれもあり、ひいては広大な排 他的経済水域の管理にも支障が生じるおそれがあります。
- ・このため国と地域がそれぞれの役割に応じて離島集落の地域活動に対し支援を行い、 各島の特性の最大限の活用を図りつつ、**離島の漁業を維持・再生させていくことが必** 要です。

- 政策目標

離島の漁業集落が共同して漁業の再生のために行う取組等により、漁村の活性化を図り、離島漁業者所得や漁業者数を維持・増加

<主な内容>

1. 離島漁業再生支援交付金

1, 156(1, 185)百万円

(1)基本交付金

離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島を対象として、漁場の生産力の向上など漁業の再生に共同で取り組む漁業集落に交付金(1集落(20世帯相当)当たり、国費136万円)を交付します。

(2) 新規就業者特別対策交付金

新たに、初期投資負担を軽減し、新規漁業就業者の定着を図るため、離島の新 規漁業就業者に対する漁船・漁具等のリースの取組を支援します。

2. 離島漁業再生支援推進交付金

50(50)百万円

都道府県、市町村が実施する交付金の交付に関する説明会の開催、集落協定や実施状況報告書等の審査・確認、集落の状況を踏まえた目標設定のための調査及び指導等を行うための事務経費などを支援します。

補助率:定額事業実施主体:地方公共団体

「お問い合わせ先:水産庁防災漁村課 (03-6744-2392)]

離島漁業再生支援交付金 (平成2

【平成27年度予算概算決定額 1,206(1,235)百万円】

【離島漁業再生支援交付金】 1, 156(1, 185)百万円

第3期対策

(平成27年度~平成31年度)

- ・共同で漁業再生活動に取り組む離島の漁業集落(地区)に対し、交付金による支援を実施。
- ・特に新規漁業就業者への漁船・漁具等のリースの取組を支援する「新規就業者特別対策交付金」を創設。

【対象地域】

離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一 定以上の不利性を有する離島を対象。

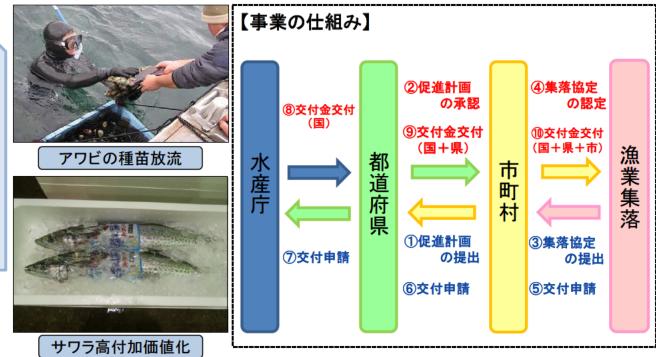
【集落協定に基づき次の取組活動を実施】

(基本交付金)(1集落(20世帯相当)当たり、国費136万円)

- ①漁業の再生に関する話合い
- ② 漁場の生産力向上のための取組 種苗放流、漁場の管理・改善、 産卵場・育成場の整備 等
- ③ 漁業の再生に関する実践的な取組 新たな漁具・漁法の導入、 新規漁業への着業、 流通体制の改善、高付加価値化、 販路拡大等

(新規就業者特別対策交付金)

(モデル:1隻(4.9t・中古漁船相当)当たり、国費125万円) 新規漁業就業者への漁船・漁具等 のリースの取組



【離島漁業再生支援推進交付金】 50(50)百万円 都道府県、市町村による事業の推進を支援。

59 都市農村共生・対流総合対策

【2.750(2.100)百万円】

対策のポイント

観光・教育・福祉等と連携した都市と農山漁村の共生・対流等を推進し、 農林水産業やそれを担う地域の振興を図ります。

く背景/課題>

- ・農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷する一方、都市住民においては、付加価値の高い観光・教育・福祉等へのニーズが増大するとともに、地域の絆を重視する傾向が生じています。
- ・このため、集落が市町村、NPO等多様な主体と連携した豊かな**自然や「食」を活用した地域の手づくり活動や市町村が中心となった地域資源を活用する取組を支援**して、都市と農村の共生・対流や地域経済の活性化を総合的に推進し、農林水産業やそれを担う地域の振興を図る必要があります。さらに、人口減少社会に対応し、「交流」から「移住・定住等」への発展を目指す取組を推進します。

政策目標

都市と農村の共生・対流等を通じて、平成29年度までに、全国での交流人口を1,100万人まで増加させることなどにより、所得・雇用の増大を実現

<主な内容>

1. 都市農村共生・対流総合対策交付金 【2,000(2,100)百万円】

(1)集落連携推進対策

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光・教育・福祉等に活用した、都市と農山漁村の交流に資する地域の手づくり活動を支援します。

(補助率:定額(1地区当たり上限800万円等) 事業実施主体:地域協議会、農業法人、NPO等

(2)人材活用対策

農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光・教育・福祉等に活用する地域の手づくり活動の推進のため、地域外の人材や意欲ある都市の若者を長期的に受け入れる取組を支援します(総務省と一体的に「地域おこし協力隊」を運用。)。

補助率:定額(1地区当たり250万円) 事業実施主体:地域協議会、農業法人、NPO等

(3) 施設等整備対策

農山漁村のもつ豊かな自然や「食」を観光·教育·福祉等に活用する地域の手づくり活動に必要な拠点施設の確保のため、空き家、廃校等の補修等を支援します。

補助率:1/2等 (1地区当たり上限2,000万円 等) 事業実施主体:地域協議会、農業法人、地域協議会の構成員(市町村等)等

(4) 広域ネットワーク推進対策

都市と農山漁村の共生・対流を広域的に推進するため、全国及び都道府県単位で人と情報のネットワークを構築し、関係省庁の連携の下、都市と農山漁村のニーズのマッチング、アドバイザー等の派遣、情報の受発信等の取組を支援します。

補助率:定額 事業実施主体:都道府県、民間団体、NPO等

※ 重点対策として、連携プロジェクト(子ども農山漁村交流、「農」と福祉の連携、農 観連携)を実施。

2. 山村活性化支援対策

【750(一)百万円】

特色ある豊かな地域資源を有する一方、人口減少や高齢化が著しい山村における 所得・雇用の増大に向け、**薪炭・山菜等の未利用資源等の潜在力を再評価し活用する取組を山村活性化支援対策として支援**します。

> 「補助率:定額(1地区当たり上限1,000万円) 事業実施主体:市町村等

お問い合わせ先:

1の事業 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)

2の事業 農村振興局中山間地域振興課 (03-3502-6005)

- 農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷。一方、都市住民においては、 付加価値の高い観光・教育・福祉等に対するニーズが増大。
- このため、観光・教育・福祉との連携プロジェクト等を重点対策として位置づけ、集落が市町村、NPO等多様な主体と連携する 集落連合体による地域の手づくり活動や市町村が中心となって地域ぐるみで特色ある地域資源を活用する取組を支援。
- また、人口減少社会に対応し、人を呼び込む魅力ある農山漁村づくりを進め、「交流」から「移住·定住等」への発展を目指す取組を推 進。その際、都市の若者の受入れや地域と大学・企業との連携などを通じ、地域外の人材の活用を推進。

農山漁村の現状

- 人口の減少・高齢化、集落機能の低下
- 農業所得の減少
- 社会インフラの老朽化
- 廃校等游休資源の増加
- 美しい農村資源の保全・継承が困難化
- 都市との交流に関心



所得・雇用の増大、 活性化の必要

都市と農山漁村 の共生・対流 を強力に推進



新たなライフスタイル

消費者・都市住民のニーズ

- ・農山漁村へ訪問することへの関心
- ・農山漁村での子ども体験学習への関心
- ・農業園芸活動の心身へのリハビリ効果
- 団塊世代等の農山漁村への定住希望
- ・若者の農業への関心
- 美しい農村景観から得られるやすらぎ

重点対策としての主な連携プロジェクト

子ども農山漁村交流プロジェクト

- 〇子供の農山漁村での宿泊によ る農林漁業体験や自然体験活 動等を推進
 - ・体験プログラムや安全対策 の充実などの受入体制づくり、 宿泊・体験施設の整備等



子供の体験学習

「農」と福祉の連携プロジェクト

- 〇高齢者や障害者、生活困窮者 等を対象とした福祉農園の拡 大・定着を推進
 - ・福祉・農業関係者を対象と した研修会の開催、農業専門 家の派遣、福祉農園の開設・ 整備等



高齢者生きがい農園

農観連携プロジェクト

- 〇グリーン・ツーリズムと他の 観光の組合せや、訪日外国人 旅行者の農山漁村への呼び込 みを推進
- ・受入体制の整備、広域観光周 遊ルート開発、プロモーショ ンの推進等



農家での交流

都市農村共生・対流総合対策

都市農村共生・対流総合対策交付金 [2,000(2,100)百万円]

集落連携推進対策

(旧小学校区単位)

- ・地域活性化や暮らしの安心の活動に必要な集落連合体による体制 整備、自立的活動の後押し
- 実施主体 : 地球は脚門ない。 実施期間 : 上限2年 補助率 : 定額 |上限800万円/地区 |中山間地域等の小規模・高齢化集落を含む地区 |上限900万円/地区

+ 人材活用対策

- ・外部人材・都市の若者の長期受入と活動の支援、実践研修の実施 ※総務省と一体的に「地域おこし協力隊」を運用
- 〇 実施主体:地域協議会、農業法人、NPO 等
- 〇 実施期間:上限3年
- 補助率 : 定額 (上限250万円/地区)

+ 施設等整備対策

- ・空き家、廃校等の補修等
- 〇 実施主体: 地域協議会、農業法人、地域協議会の構成員(市町村)等
- 〇 宴施期間:上限2年
- 補助率 : 1/2等 (上限2.000万円/地区等)

広域ネットワーク推進対策(全国·都道府県単位)

- ・地域を越えた人材の活用、優良事例の情報受発信
- 実施主体: 民間団体、NPO、都道府県等 実施期間: 5年間 補助率 : 定額

山村活性化支援対策

【750(一)百万円】

- ・山村の所得・雇用の増大に向け、地域の農林水産物等の域内消費の 拡大や域外への販売促進等に必要な組織・体制づくり、域内人材の育 成、取組の試行実践等を支援
 - 〇 実施主体:市町村等
 - 補助率 : 定額 (上限1.000万円/地区)

60 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

【6, 150(6, 540)百万円】 (平成26年度補正予算 1,850百万円)

対策のポイント —

農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に向けて、施設整備を中心とした総合的な取組を支援します。

く背景/課題>

- ・高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁村においては、**小規模集落が** 増加するなど集落機能が低下しつつあります。
- ・農山漁村の活性化を推進するためには、地域で受け継がれてきた豊かな資源を活用し、 農林漁業者等のニーズを踏まえて、**地域の創意工夫と主体的な取組によるきめ細やか** な条件整備への支援が必要です。

- 政策目標

- 〇全国250市町村において、定住、交流に資する農山漁村の活性化に向けた新たな取組を創出(平成24~28年度)
- 〇地域間交流拠点の整備による交流人口の増加(平成30年度までに500万人)

<主な内容>

1. 生産基盤及び施設の整備:定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための

生産基盤及び施設の整備を支援します。

2. 生活環境施設の整備:定住等を促進するための集落における生活環境施設の

整備を支援します。

3.地域間交流拠点等の整備:地域間交流の拠点となる施設等の整備を支援します。

交付率:都道府県及び市町村へは定額 (事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

| 事業実施主体:都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体等 |

【連携プロジェクト】

〇 子ども農山漁村交流プロジェクト

子どもの農山漁村での宿泊による農林漁業体験や自然体験活動等を推進するため、**受入側の宿泊体験施設・教育農園等の整備を支援**します。

〇 「農」と福祉の連携プロジェクト

高齢者や障害者、生活困窮者等を対象とした福祉農園の拡大・定着に向けて、高齢者の生きがい等を目的とする農園等の整備を支援します。

〇 農観連携プロジェクト

グリーン・ツーリズムと他の観光の組合せや、訪日外国人旅行者を農山漁村へ呼び込むための**受入側の農家民宿、伝統文化継承施設等の整備を支援**します。

〇 空き家・廃校活用交流プロジェクト

農山漁村に賦存する空き家・廃校等の地域資源を活用し、田舎暮らし希望者の受け皿や集落拠点の核となる多機能な施設の整備を支援します。

[お問い合わせ先:農村振興局農村整備官 (03-3501-0814)]

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

【平成27年度予算概算決定額:6.150(6.540)百万円】

- 〇農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に向けて、施設整備を中心とした総合 的な取組を支援。
- 〇人口減少社会を踏まえ、地域コミュニティ・集落を再生し、人を呼び込む魅力ある農山漁村の構築を図るため、連携プロジェクトを実 施し、福祉・教育・観光等と連携した都市と農山漁村の共生・対流を推進。

交付金の特徴

- 〇地域の創意工夫等による活性化計 画の策定・提出
- 〇計画主体に対して、定額(事業実 施主体へは事業費の1/2以内等) の交付金を交付
- 〇地域の実情に応じて複数年(5年 以内)の計画策定が可能
- 〇地域独自の提案メニューも支援

交付金の流れ

農林水産省

の活 提性 出记





計画主体

(都道府県又は市町村)

の 報 告 完





事業実施主体

都道府県、市町村、農業協同組合、 土地改良区、漁業協同組合、森林 組合、NPO法人、農林漁業者等の 組織する団体、PFI事業者等

生産基盤及び施設

農林漁業の振興を図る生産基 盤・生産施設の整備を支援



農林水産物処理加工施設



農林水産物集出荷貯蔵施設

区画整理、農業用用排水路、育 苗施設、農林水産物処理加工: 集出荷貯蔵施設 等

生活環境施設

交付金対象施設

良好な生活の場である農山漁 村の牛活環境整備を支援



簡易給排水施設



農山漁村定住促進施設

簡易給排水施設、防災安全施設、 農山漁村定住促進施設 等

地域間交流拠点

都市住民の一時的・短期的滞在 等の交流拠点の整備を支援





地域連携販売力強化施設

廃校·廃屋等改修交流施設、農 林漁業体験施設、地域連携販売 力強化施設 等

資源の有効利用等

資源の有効利用を確保するた めの施設の整備を支援



自然•資源活用施設



リサイクル施設

游休農地解消支援、自然・資源 活用施設、リサイクル施設、集 落拠点強化施設 等

連携プロジェクト

子ども農山漁村交流プロジェクト

- ○子どもの農山漁村での宿泊による農林漁業体験や自然体験活動等を推進
- ・受入側の宿泊体験施設・教育農園等の整備を支援

「農」と福祉の連携プロジェクト

- ○高齢者や障害者、生活困窮者等を対象とした福祉農園の拡大・定着を推進
 - 高齢者の生きがい等を目的とする農園等の整備を支援

農観連携プロジェクト

空き家・廃校活用交流プロジェクト

○グリーン・ツーリズムと他の観光の組合せや、訪日外国人旅行者を農山漁村への呼び込みを推進 受入側の農家民宿、伝統文化継承施設等の整備を支援

○農山漁村に賦存する空き家・廃校等の地域資源の活用を推進

・田舎暮らし希望者の受け皿や集落拠点の核となる多機能な施設の整備を支援

61 美しい農村再生支援事業

【300(1,000)百万円】

- 対策のポイント ——

農村の棚田や疏水等の有する美しい景観や伝統等の総合的な価値を農村の付加価値として新たに蘇らせ、農業・農村の活性化を図る取組を支援します。

<背景/課題>

- ・地域に受け継がれてきた棚田、疏水等は、日本社会の形成過程や伝統文化、経験に裏 打ちされた持続可能な資源管理の方法など、**農村の総合的な価値を構成**していますが、 現代においてはその**価値が希少化するとともに、その保全・継承が困難化**しています。
- ・農村の景観、伝統等の価値の現代的な意義を評価し、現代及び将来の日本社会に提供する農村の付加価値として再生するとともに、美しく伝統ある農村を次世代に継承する取組を支援する必要があります。

政策目標 —

年間40地域で、農村の総合的な価値の再生・継承に向けた取組を実施(平成 26年度~29年度)

<主な内容>

日本の棚田百選、疏水百選のうち法律に基づく景観保全等に取り組む地区や国際連合 食糧農業機関(FAO)が認定した世界農業遺産(GIAHS)に該当する地域を対象 に以下の支援を行います。

1. 農村の価値の向上・継承

260(400)百万円

農村の有する景観や伝統等に着目し、地域住民を巻き込みながら、農村の総合的な価値を向上・継承するための活動計画づくり・体制整備等の取組や、地域産品のブランド化等の地域活性化の取組の立ち上げに対して支援します。

「補助率:定額(1計画当たり上限600万円 等) 事業実施主体:市町村等)

2. 残したい農村資源の保全・復元

40(600)百万円

体制整備や活動立ち上げ等の上記1の活動に併せて必要となる棚田や疏水等の農村資源の整備を支援します。

「補助率:1/2等(1計画当たり上限1,700万円) 事業実施主体:市町村等

「お問い合わせ先:農村振興局中山間地域振興課 (03-3501-8359)]

美しい農村再生支援事業

平成27年度予算概算決定額【300(1,000)百万円】

現状とニーズ

- 〇 過疎化・高齢化により、集落の活力低下。
- 潜在力はあるが十分に活用されていない農業資源が存在し、年々老朽化が進行。
- 農村の歴史的景観や伝統等に対する都市住民のニーズの高まり。
- 農業資源の魅力の再構築と地域活性化の機運の高まり。

支援内容

美しい農村を再生する取組の必要性

〇 地域住民や、都 市のボランティア等 が参加した体制づく り、計画づくり



〇 体制整備や活動 立ち上げに付随的 に必要となる農業資 源の整備



〇 地域活性化の 取組の立ち上げ ※ 特徴的な農 村資源を活用 した地域の魅 力向上 等







新たな取組の計画づくり

住民参加による農業資源の整備

(棚田米) 地域産品のブランド化

- 1. 農村の価値の向上・継承 (260百万円、補助率 定額(1計画当たり上限600万円 等))
- 2. 残したい農村資源の保全・復元 (40百万円、補助率 1/2等(1計画当たり上限1,700万円)) ※ 1のみの実施が可能

対象: ・ 日本の棚田百選、疏水百選のうち法律に基づく景観保全等に取り組む地区

国際連合食糧農業機関(FAO)が認定した世界農業遺産(GIAHS)に該当する地域

事業実施主体: 市町村等

アウトプット(期待する効果)















都市住民が参加する 田植え・収穫祭

花祭りの開催

観光客訪問

外国人訪問

地域産品の 販売促進

62 都市農業機能発揮対策事業[新規]

【191(一)百万円】

対策のポイント

・都市農業が多様な機能を発揮していけるよう、都市農業の振興に向けた調査・検討等を進めるとともに、都市農業の新たな取組である福祉農園について、先進事例の創出等を推進します。

く背景/課題>

- ・都市農業が多様な機能を発揮していけるよう、都市農業の振興に向けた取組が求められています。
- ・このため、関係省庁と連携して、都市農業に関する制度の調査・検討や、都市農業の 意義の啓発を進めるとともに、新たな取組である福祉農園の拡大・定着等を進めてい く必要があります。

政策目標

○都市住民の中での都市農業に対する肯定的評価の拡大 「意識・意向調査による肯定的評価の割合 52% (平成23年度) → 70% (平成32年度)

<主な内容>

1. 都市農業についての制度検討

都市農業の多様な機能の発揮を促進するため、国土交通省と連携し、都市農業に 関する制度等について即地的、実証的に調査・検討を実施します。

> 委託費 委託先:地方公共団体等

2. 都市農業の意義の周知

制度検討から得られた課題を踏まえつつ、都市農業が多様な機能を発揮することの意義を周知するため、専門家の派遣、啓発事業の開催等を支援します。

補助率:定額 事業実施主体:民間団体等

3. 福祉農園の開設支援

都市農業の新たな取組である福祉農園(障害者福祉農園、高齢者福祉農園等)について、制度検討から得られた知見を生かしつつ、厚生労働省や地方公共団体と連携し、ソフト、ハードの両面から先進事例の創出と横展開を推進します。

補助率:定額、1/2以内) 、社会福祉法人、民間団体等)

↓事業実施主体:NPO法人、社会福祉法人、民間団体等 /

「お問い合わせ先:農村振興局都市農村交流課 (03-3502-0033)]

関係省庁と連携

て都市

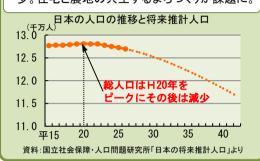
業の多様な機能の発揮に

向けた環境を整備

都市農業・都市農地を めぐる環境の変化

人口・社会の変化

〇人口の減少が進む中、都市の開発需要は減 少。住宅と農地の共生するまちづくりが課題に。



都市住民の理解

○都市において都市農業、都市農地の保全を 求める声が拡大。一方で、その果たしている 役割への理解にはばらつき。

都市住民の都市農業・農地の役割への理解



農と福祉の連携の推進

○障害者の多様な就労機 会の確保や高齢者福祉 における介護メニュー として「農」へのニー ズが拡大。



障害者福祉農園での は業機会の確保

都市農業についての制度検討

都市農業の多様な機能の発揮を促進するため、国土交通省と連携し、都市農業に関する制度等について即地的、実証的に調査・検討を実施。

(委託費)

(委託先:地方公共団体等)



都市農業の機能発揮

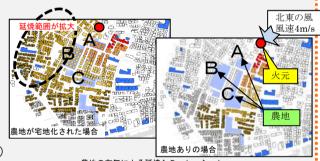
都市農業の意義の周知

都市農業が多様な機能を発揮することの意義を周知するため、専門家の派遣、啓発事業の開催等を支援。

【原則1~2年】

(ソフト・定額)

(事業実施主体: NPO法人、民間団体等)



農地の有無による延悔シミュレーション

福祉農園の開設支援

都市農業の新たな取組である福祉農園(障害者福祉農園、高齢者福祉農園等)について、厚生労働省や地方公共団体と連携し、ソフト、ハードの両面から先進事例の創出と横展開を推進。

【ハード: 1年、ソフト: 原則1~2年】

- 〇福祉農園の開設を支援。併せて、運営を担う人材育成 を支援。 (ハード・1/2補助 + ソフト・定額)
- ○福祉農園の全国への拡大・定着を推進。(ソフト・定額)

(事業実施主体: NPO法人、社会福祉法人、民間団体等)



農山漁村活性化再生可能エネルギー導入等促進対策 63

【1,042(1,138)百万円】 (平成26年度補正予算 100百万円)

- 対策のポイント ——

地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組を推進し、そのメリットを 地域に還元させることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進します。

く背景/課題>

- ・地域の資源を活用した再生可能エネルギーの導入を図ることは、そのメリットが地域 に還元されることを通じて地域活性化に寄与することが期待されます。
- ・農山漁村に豊富に存在する資源を活用した再生可能エネルギーを最大限活用すること により、地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村の活性化につなげていくことが重 要です。
- ・また、再生可能エネルギーの取組についての農山漁村特有の課題の解決を図り、農林 **漁業者等の再生可能エネルギー事業への参画**を進め、所得向上につなげる必要があり ます。

政策目標

- 〇再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林漁業の発展を図 る取組を全国100地区以上実現(平成30年度)
- 〇小水力等発電の再生可能エネルギーの導入に向けた計画作成を約1,000地域 で着手(平成28年度)

<主な内容>

1. 農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業 201(204)百万円

(1)地域における活動への支援

169(173) 百万円

発電事業に意欲を有する農林漁業者やその組織する団体(農業協同組合、森林 組合、漁業協同組合、土地改良区等)が行う事業構想の作成、導入可能性調査、 地域の合意形成、事業体の立ち上げ、資金計画の作成等の取組を支援します。

補助率:定額

【事業実施主体:地方公共団体、民間団体等 】

(2) ワンストップ窓口の設置及びワークショップの開催 31(31)百万円 発電技術・法令・制度等を習得するための研修会や個別相談の実施など事業構 想から運転開始に至るまでに必要なサポート、課題の克服方法等の共有を図るた めのワークショップの開催等を通じ、再生可能エネルギーを活用して農山漁村の 活性化に取り組もうとする者にとっての共通のプラットフォームの構築を支援し ます。

補助率:定額

事業実施主体:民間団体等

く各省との連携>

○ 環境省 ・地域のニーズや特性を活かした地域協働による低炭素地域づくりの ための計画策定や設備導入等を支援

2. 農山漁村活性化再生可能エネルギー新課題対応調査委託事業 [新規]

11(一)百万円

農業用施設等での再生可能エネルギーの自家利用等の農山漁村における新たな再 生可能エネルギーの取組について、農林漁業者の所得向上につなげるためのデータ 収集や課題克服手法の検討を実施します。

委託先:民間団体等

3. 小水力等再生可能エネルギー導入推進事業 830(934)百万円

(1) 小水力等発電の調査設計等への支援

473 (573) 百万円

小水力等発電施設の整備に係る適地選定、概略設計、各種法令に基づく協議等 の取組を支援します。

補助率:定額、1/2以內

事業実施主体:地方公共団体、民間団体等

(2)土地改良区等技術力向上支援

220(200)百万円

小水力等発電施設の導入に係る土地改良区等の技術力向上のための研修会や専 門技術者派遣による現地指導等の取組を支援します。

補助率:定額

事業実施主体:民間団体

(3)省エネ型集落排水施設実証への支援

138(161)百万円

(平成26年度補正予算 100百万円)

農業集落排水施設の老朽化や維持管理費の増加に対応するため、省エネルギー 機器等の活用による更新整備技術の実証の取組を支援します。

補助率:定額

事業実施主体:民間団体

お問い合わせ先:

1、2の事業 食料産業局再生可能エネルギーグループ

(03-6744-1507)

3の事業

農村振興局農村整備官 (03-6744-2209)

64 地域バイオマス産業化推進事業

【751(1.005)百万円】

対策のポイント

地域のバイオマスを活用した産業化を推進し、環境にやさしく災害に強い まち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市の構築を支援します。

<背景/課題>

- ・地域のバイオマスを活用した産業化を推進するためには、関係事業者・自治体等の連 携により、経済性のある原料収集から製造・利用までの一貫システムを確立する必要 があります。
- ・7府省** が共同で地域を選定し、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環 境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指すバイオマス産業都市構想の実現に 向けた取組を連携して支援する必要があります。
 - ※ 7府省とは、内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

政策目標

- 〇約100地区でのバイオマス産業都市の構築(平成30年)
- 〇約5,000億円規模のバイオマス関連産業の創出(平成32年)

<主な内容>

1. 地域バイオマス産業化支援事業

26(26)百万円

(1)地域段階の取組

18(18)百万円

バイオマス産業都市の構築を目指す地域(市町村・企業連合等)による構想づ くりを支援します。

(2)全国段階の取組

8(8)百万円

バイオマス産業都市等のネットワーク化と普及のための活動(データベース構 築、連絡協議会、シンポジウムの開催等)を支援します。

> 補助率:定額 事業実施主体:民間団体等人

2. 地域バイオマス産業化整備事業

725(979)百万円

バイオマス産業都市として選定された地域におけるプロジェクトの推進に必要な 施設整備を支援します。

補助率:1/2以内 事業実施主体:民間団体等

<各省との連携>

7府省が共同で地域を選定し、各府省の施策のマッチング等によりバイオマス産業 都市の構築を連携して支援

経済産業省:バイオマスエネルギーの導入を促進

国土交通省:下水汚泥の有効利用の促進 環境省:地球温暖化対策及び循環型社会の構築を推進」

(関連対策)

地域バイオマス資源を活用したバイオ燃料及び化学製品の製造技術の開発(委 託プロジェクト研究) 2 1 8 (2 7 3) 百万円

「バイオ燃料製造に適した**資源作物や微細藻類の育種・栽培技術等の開発**をするととも 林地残材から石油代替燃料や高付加価値な化学製品を製造する技術等の開発を行い

技術でつなぐバリューチェーン構築のための研究開発で実施

委託費

委託先:民間団体等。

(お問い合わせ先:

1、2の事業 食料産業局バイオマス循環資源課

(03-6738-6479)

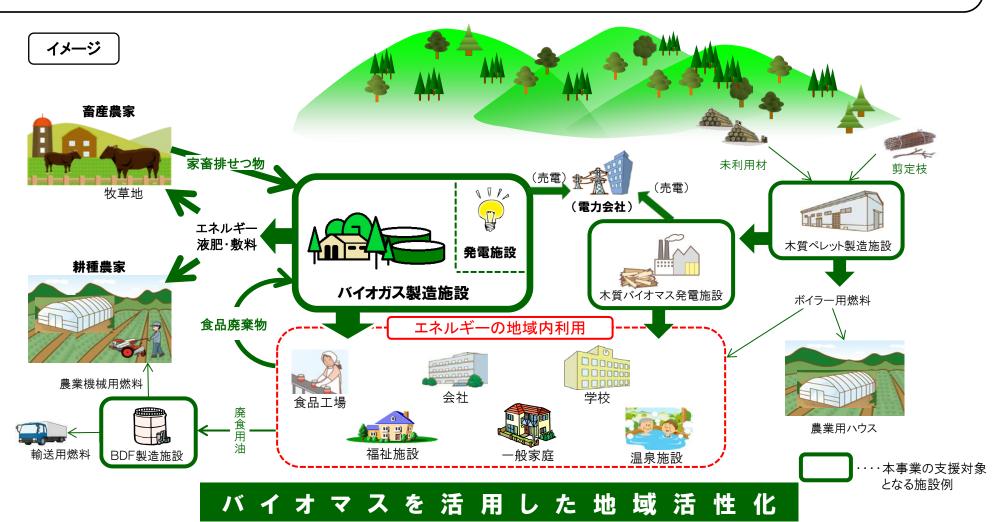
関連対策 農林水産技術会議事務局研究開発官(環境)

(03 - 3502 - 0536)

地域バイオマス産業化推進事業 ~バイオマス産業を軸としたまちづくり・むらづくり~

平成27年度予算概算決定額 751(1.005)百万円

- 〇 バイオマス産業都市とは、経済性が確保された一貫システムを構築し、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした 環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域であり、関係7府省が共同で選定。
- 〇 本事業は、市町村や企業連合等による<u>バイオマス産業都市の構想づくり</u>や、構想実現に必要な<u>地域のバイオマスを活用</u> した産業化のための施設整備等の取組を支援。



65 鳥獣被害防止対策の推進

【9.650(9,650)百万円】 (平成26年度補正予算 2.000百万円)

対策のポイント-

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応し、地域関係者が一体となった鳥獣 被害防止の取組や侵入防止柵等の整備、新技術の導入実証等を支援します。

く背景/課題>

- ・野生鳥獣の生息数の増大とともに分布域が拡大し、農作物被害金額は年間約200億円 となっています。
- ・野生鳥獣による被害は、経済的被害のみならず、営農・林業経営意欲の減退や耕作放 棄地の増加、森林生態系への被害等の一因ともなっており、シカ、イノシシ、サルの 生息数等の半減の目標達成に向け、地域の実情に応じた対策が不可欠となっています。
- ・このため、鳥獣被害対策実施隊の設置促進・活動強化や、より効率的・効果的な対策 を推進する必要があります。
- ・特に、サルに対する複合的な対策の推進、都市部等の他地域の人材の活用による捕獲 体制の強化等に取り組むことが重要です。

政策目標

- ○早急に鳥獣被害対策実施隊の設置数を1,000に増加
- 〇野生鳥獣の捕獲数を基準年(平成23年度)より増大

く主な内容>

1. 鳥獸被害防止総合対策交付金

9,500(9,500)百万円 (平成26年度補正予算 2,000百万円)

市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組を総合的に支援します。具体的には、

- 侵入防止柵、処理加工施設、捕獲技術高度化施設等の整備
- 捕獲活動経費の直接支援
- 捕獲を含めたサルの複合的な対策等、捕獲や追い払いをはじめとした地域ぐるみ の被害防止活動
- 捕獲技術を有する都市部等の他地域の人材を活用した実施隊の体制強化の取組
- ・地域の指導者や被害対策の中核となるコーディネーターの育成や捕獲鳥獣の食肉 利用の促進等の取組

等へ支援します。

特に、捕獲活動経費への直接支援や被害防止活動の担い手である鳥獣被害対策実施 隊が中心となって行われる活動、実施隊の体制強化を図るための他地域の人材の活用、 捕獲を含めたサルの複合的な対策については、捕獲を推進する観点から特に重点的に 支援します。

補助率:1/2以内等 事業実施主体:地域協議会、民間団体等力

2. 森林鳥獣被害対策技術高度化実証事業

150(150)百万円

鳥獣被害の防止に向けて、モデル地域を設定し、地域の農林業関係者等と連携を図 りながら、シャープシューティング等、様々な技術を効果的に組み合わせた対策を実 証します。また、対策の実証に先立ち必要となる植生被害調査等を実施します。

(事業実施主体:国)

<各省との連携>

〇 環境省

・改正鳥獣法に基づき、鳥獣の保護及び管理に係る人材育成、シカ・ イノシシ等の管理のための実態調査や捕獲の推進等を支援

お問い合わせ先:

1の事業

生産局農業環境対策課鳥獣災害対策室 (03-3591-4958) 2の事業

林野庁経営企画課

(03-6744-2322)

鳥獣被害防止総合対策交付金

〇野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応し、地域関係者が一体となった 鳥獣被害防止の取組や侵入防止柵等の整備等の対策を総合的に支援。

【平成27年度予算概算決定額 9,500(9,500)百万円】

ハード対策

【事業内容】

- 〇侵入防止柵等の被害防止施設
- ○捕獲鳥獣を地域資源として活用するための処理加工施設(高度衛生水準の施設を含む)
- 〇焼却施設
- 〇捕獲技術高度化施設(射擊場)

【事業実施主体】

地域協議会、地域協議会の構成員





緩衝帯の整備

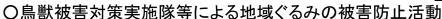


【補助率】

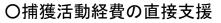
- 1/2以内(条件不利地域は55/100以内、沖縄は2/3以内)
- ※ 侵入防止柵の自力施工を行う場合に、資材費相当分の定額補助が可能

ソフト対策

【事業内容】



- 捕獲を含めたサルの複合対策
- 発信器を活用した生息調査
- ・ 捕獲機材の導入
- 鳥獣の捕獲・追い払い
- 放任果樹の除去、緩衝帯の整備
- 捕獲に関する専門家の育成支援
- ICT等を用いた被害軽減に確実に 結びつく新技術実証





による捕獲技術実証

実施隊への研修

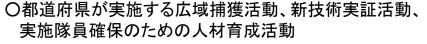
捕獲を含めたサルの複合対策

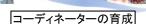
捕獲機材の導入

捕獲活動経費の直接支援

都市部等

○都市部等の他地域の人材を活用した取組や農業者団体等の取組の など、鳥獣被害対策実施隊の体制強化に向けた被害防止活動





実施隊員

都市部等の他地域の人材の活用

○鳥獣被害防止活動の地域リーダーや被害対策の中核となるコーディネーター、捕獲鳥獣 の食肉利用の専門家の研修 市町村

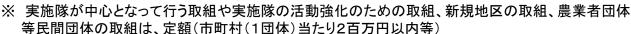
【事業実施主体】

地域協議会、民間団体 等

※ 地域協議会の取組については、侵入防止、個体数 調整、生息環境整備の複数の対策を実施する地域を 対象とする(ハード対策も同)

【補助率】

1/2以内等



- ※ ICT等を用いた新技術実証等高度な対策への取組等は、定額(市町村当たり原則1百万円以内)
- ※ 捕獲活動経費の直接支援については、獣種等に応じて定額(捕獲1頭当たり8,000円以内等)